

新潟市自治基本条例検討委員会 第5回会議 会議録

【開催概要】

日 時： 平成24年10月12日（金） 10：00～12：00

会 場： 新潟市役所本館6階 執行部控室

出席者： 新潟市自治基本条例検討委員会 委員

岩橋委員、坂上委員、新藤委員、原委員、馬場委員、
樋口委員、若林委員

事務局

井崎政策調整課長、政策調整課員

傍聴者： 11人

【会議内容】

1. 開会

2. 議事

(1) 議事にかかる調査について

(原委員長)

前回に引き続き、座長を務めます、委員長の原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、今回も傍聴に関する要項に則りまして、まず傍聴の許可をいたします。それから、報道機関の方々に、写真撮影、録音の許可もいたしますので、委員の方々、そのようにお心掛けいただきたいと思います。

それでは議事に移らせていただきます。議事の(1) 議事にかかる調査等についてということで、私ども、前回からの会議で皆様方からご要望いただいた資料について、事務局から説明をしてもらいたいと思います。では、よろしくお願いたします。

(事務局)

おはようございます。だいぶ前回から季節も移りまして、少し肌寒くなったと思いますけれども、少し間が空きましたが、資料8といたしまして、前回、4項目ほど調査要望が出ておりましたので、私どもで調べまして、これからご説明させていただきたいと思います。

まずは、資料8をご覧いただきたいと思います。1といたしまして、子ども

ふれあいスクール事業の実施校と、それから児童館・児童センターの設置状況ということでご要望がございました。

一番下に1とページがふってある資料につきましては、子どもふれあいスクールの事業実施校でございます。全部で57校実施をしているということになっております。その中で、網掛けをしております学校、特に右側にかたまっておりますけれども、30番 万代長嶺小学校、それから45番 西区の新通小学校、それと48番 青山小学校。この3校につきましては、同学校の区域内に、次ページにあります児童館・児童センターの両方があるという小学校でございます。

2ページですが、ちょっと（資料の方向の）縦横が混じってしまして申し訳ございませんけれども、ご覧いただきたいと思います。これが、児童館・児童センター一覧ということでございます。その中で、万代長嶺、新通、青山については、5番、10番、11番ということで、それぞれ置かれているということでございます。

続きまして、皆さんから、区自治協議会の委員の内訳ということで、男女別の人数、それから選出別、区分別の人数をとということでのご下問でございましたので、私どもで調査をいたしまして、北区から西蒲区までの8区、全体で245名の区自治協議会の委員の方がいらっしゃいます。これは、平成24年9月30日現在ということで作成をしておりますけれども、その中で、性別につきましては委員数の次に、男性、女性、それから女性の比率ということで挙げさせていただいております。それから、委員の構成別につきましては、区自治協議会の設置条例にかかるそれぞれの構成のものから出しまして、以上のような人数になっております。これにつきましては、以上でございます。

それから、4ページ、区の当初予算の内訳でございます。これも、（資料の方向の）縦横が混じって、誠に申し訳ありません。北区から西蒲区までということで、合計いたしまして739億6,800万円余の予算が8区に回っているということで、これは一般会計予算に対して、全市の予算に対して20.7パーセントという比率でございます。

それから、5ページ目をご覧いただきたいと思います。こちらが、市内に所在する大学、それから短期大学、専修学校等の専門課程に在学をされている留学生の数ということでお調べしたものでございます。人数的に見ますと、2桁以上というのが新潟大学、それから事業創造大学院大学、それから専修学校の

中の25番でしょうか、国際外語・観光・エアライン専門学校ということで、そういったところに多くの方がいらっしゃるということで、馬場先生のところと原先生のところが3番までに入っているという状況でございます。

要望に対する調査事項については、以上でございます。

(原委員長)

ありがとうございました。

ただいまご説明いただきましたことについてですが、時間の関係もありますので、特にこの点で確認しておいたほうが良いということがありましたら、それだけご発言していただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。いかがでございましょうか。

資料8の、区自治協議会委員データですが、あまり内容にまで触れたくはないのですが、特に江南区だけが、「その他」という数字が非常に大きいのですが、この基準は、別に、同じものでやっているわけですね。

(事務局)

そうですね。ただ、やはりその地域の団体の活動の方とか、そういったところの部分で、いろいろと公共的団体等とか学識経験者に入らない方が大勢いらっしゃるのかなというところだと思うのですが、コミ協の数からいきますと、例えば、北区も10人ということで、江南区と遜色ないような形になっておりますけれども、そういったところで、その地域にある団体とか、そういったところを踏まえてということなのだろうと思っておりますけれど。

(原委員長)

あまり細かいことを言っても仕方ないので。他に何かございますでしょうか。特に、この調査を要望された方で、ご自分のところに関する回答資料がございますので、その辺をよく見ていただければ。

これも内容に関わることになるのであれですが、子どもふれあいスクールの事業実施数も、かなり区によって違いはあるなという感じがしますね。中央区がかなりあるけれども、秋葉区と南区は1校ずつになっていて、ちょっと、今後の課題かなと。

それはここではありませんから、あえて言いませんけれど。バランスがかなり違うという感じがいたしました。

樋口委員、何かお話しになりたいですか。

(樋口委員)

お話になりたいというか、私、自治協議会委員のデータをお願いしますということで出していただいたのですけれども、役員の女性の比率が非常に低いですよね。新潟市男女共同参画行動計画の二次計画の、審議会とか委員等の目標が40パーセントだと思ったのですけれども。自治協議会は区のほうになるので、それが(対象に)当たるのかどうかは分かりませんが、やはり非常に少ないと思います。条例では、「その他」のところに「市長が必要と認めた者」というものがあるのですよね。第5番目のその他というのは、市長が必要と認めた者ということで任命されているのですけれども、市長は(この場に)いらっしやらないのですけれども、できれば、この部分で女性を取り入れていただきたいなということを思いました。

(事務局)

男女共同参画課等も、やはり女性の比率を高めていかなければということで、ある程度、例えば前回の改選時期、ちょうど4年を迎えて、今の委員を改選される時期にも、ぜひそういうことで取り組みをお願いしますと、それぞれの自治協の皆様にそういうことでお願いをしてはありますけれども、なかなかやはりコミュニティ協議会からご選出いただく、それから地域の団体からご選出をいただくという中で、非常に難しい場合も多かろうと思うのですけれども、そういう中で今回も、今回は2年経った後の改選なので、もしかしたらそのままという形も大きいかもしれませんが、今回もできるだけそういったことで取り組んで、積極的な登用をお願いしたいという話をさせていただくということでは、所管から伺っております。

(原委員長)

ぜひ、女性からは、公募に出ていただきたいなと思います。

(樋口委員)

コミュニティ協議会では、それこそ実力がなければ女性は選ばれないのだよというようなことを私は言われているので、確かに、女性の努力が足りないなと厳しく思っているのですけれども、公募で、どちらかという、例えば5人(の公募委員の枠が)あると、2:3くらいで男の人と女の人というような形で、4人だったら2人、2人とか、そういう形になるのですよね。だから、そこが大変なところで、選ばれる方にとやかく言うのは何なののですけれども、女性をたくさん入れて、公募で入れてほしいとか。あと、それこそ先ほどの5番目

のその他のところ、必要と認めた者というところに入れていただきたいなということですが。

それから、もう1点いいですか。資料7の4-7、新潟市区自治協議会条例の、運用上の課題・問題点のところ、「現在3期目に入っているが、委員の任期は2年で、再任までのため、今後、地域の人材を掘り起こし、育成していく仕組みを検討していく必要がある」とあるのですが、私は、区民であって関心があればいいのかなと思っていたので、この、人材を掘り起こすまではいいのですが、育成していくというのがちょっと分からなくて、これは、どういう考え方なのかなと思ったのです。そうすると、女性が選ばれないというところにも関連してくるのかなと。女性の場合は、私もそうですが、あまり、人様の前でお話をしたり、整理した言葉でお話しすることが苦手なところもあるものですから、この育成というところがちょっと引っ掛かったのです。ちょっと、女性のハードルを上げているかなと。

(原委員長)

これは、事務局で答えができますか。育成という部分を、具体的にいうとどういうことなのか。先ほどのものと関連するかと思いますので、ちょっと答えられるようであればお願いしたいと思います。

(事務局)

そういう意味では、確かに樋口委員がおっしゃるように、やはり住民目線で、生活に密着した形の中でご発言をいただくということが非常に大切だろうとは思っています。ただ、やはり地域のことをある程度知っていただくということも非常に重要なだろうと思っておりますので、全く何もなし、無手勝(流)の中で、例えば、私がどこかに引っ越して、その地域でそういう形で発言をすることは、非常に有益な部分もありますし、逆にまた、それまでの地域でのそういう取り組みや考え方という部分も、ある程度知らない中で発言してしまう、それが、非常に起爆剤になる、非常にいいように向かうことも多々あると思っておりますけれども、そういう意味で育成という言葉を使っているのではないかなと思うのですが、確かに、取り方によってはという部分もありますので、ちょっと、私どももその辺については、どういう言い方があるかということも含めて聞いてみたいかなと思っております。申し訳ございません。

(原委員長)

やはりその仕事について経験されるのが一番いい育成になると思っておりますよ

ね。たった1人というときには、なかなか難しいでしょうけれど、5人、10人になるときは、ぜひ、新人の方なども責任を担っていただければ、いい布石になるのではないかなと思います。ひとつ、よろしく願いいたします。

(岩橋委員)

関連しまして、補足提言を申し上げたいと思います。今の件については、育成というのはやはり問題があるかと思うので、例えば、そういった機会を、チャンスを増やすというような仕組みづくりが必要かなと。女性も簡単に、やはりハードルを低くして、それに参加することが非常に可能にするような仕組みづくりが必要であると定義しておきたいと思います。

あともう一つ、このデータの中から、今議論になっておりました女性の参加率が21.6パーセントということで、市長が40パーセント目標を早くクリアしてくれと常に言っております。この中の分析を見ますと、この(委員構成欄の)最初のコミュニティ協議会、ここが、総数が106名おるのですが、ほとんど男性なのです。自治会長さんの集まりの代表が出てきますから。(女性は)複数、2、3名の方はおられると思うのですが、ほとんど男性なのです。その中でも中央区、男性が31名、女性が3名。非常に低いのです。これは、コミュニティ協議会が23あるのです。要するに、小学校が多いところなのです。小学校単位でのコミュニティ協議会をつくっておりますので、23の小学校がありまして、コミ協が23あるのです。そこが、ほとんど男性なのです。したがって、こういう結果になっているということです。

それともう一つ、江南区については、26パーセントが、市長が認めた者、その他ですね。これは、やはり地域の文化がありまして、その地域の商工会の代表とか、さまざまな団体があるのですね。その方々は、やはり、ぜひ参加させてくれということで市長にお願いして、市長もそれを認めていると。このような姿が、他区とは違う姿として出てくるということを、提言と説明を加えておきたいと思います。

公募委員とか、学識経験者とか、公共等の団体の選出者については、約半数が女性なのです。ですから、やはりその他とコミ協を解決すると、女性の委員の方が増えてくるということが明確に見えているのです。その辺を、ぜひ機会があれば、その40パーセントに向けてご指導願いたいと思います。以上です。

(馬場委員)

岩橋委員のご指摘なのですが、このデータからは見えてこないですね。

(岩橋委員)

このデータからはわかりません。この各区のデータがインターネットに載っておりますので、機会があればそれを見ていただければと思います。そういう姿になっているということで、ご説明を加えて提言させていただいたのです。

(馬場委員)

事務局、それで間違いないですか。

(事務局)

はい、概ねそれでよろしいかと思えます。

(原委員長)

この自治協議会というのは、各区で委員長というのがいらっしゃるのですか。場合によると、副委員長を設けて、委員長が男なら副委員長は女性というような、いわゆる暗黙の（ルール）、逆でもいいですけども、そういうものがあるとかなりよくなるかもしれませんね。かなり乱暴な提言なのだけれど。だけれど、40パーセントというのは相当やらないとだめなので、そのくらいの思い切ったものが、最初の頃はあってもいいのかもしれません。

(新藤委員)

よろしいですか。関連して、秋葉区（自治協議会）、その会長を務めていますので。秋葉区の場合は、副会長は女性です。それと、コミュニティ協議会でですけども、確かに、自治協議会がスタートした当初は、各コミュニティ協議会の会長さんクラスが出てこられたので男性が多かったのですけれども、任期2年という上限が定められましたので、現在は会長さん以外の方がコミュニティ協議会から出ていらっしゃいますので、秋葉区の場合は、お一人女性がいらっしゃいます。以上です。

(原委員長)

ありがとうございます。そういうところも既にあるということなので。

(岩橋委員)

東区が、副会長は女性であります。

(原委員長)

そういうところは、やはりスムーズにいつているのだろうと思うのですよね。とにかく、最初の頃はやはり。

(岩橋委員)

私の経験したことで申し上げますが、今おっしゃったとおり、2年2期、最

長でも4年しかできませんので、次に交代して出てくる方は、やはり、会長ではなくて副会長とか、またはその地域の、例えば福祉のことで活動されているとか、女性の方々もこれから出てこられる環境は整ってきているのではないかなと思います。

(原委員長)

女性の委員の方、ぜひ、後輩を育てるように準備していただきたいと。

(若林委員)

私は西蒲区なのですけれども、9つコミュニティ協議会がありまして、コミ協選出の委員が12人いるのです。1つのコミュニティ協議会から2人選出ということがあってあれなのですけれども、そのときには必ず1人は女性だよという縛りをつけています。ただ、守っていただけないところも若干あるのです。それから、公募委員は3人なのですけれども、2人は女性です。それで、やっと30パーセントにきている。それともう一つ、自治協議会委員の任期が切れるところに、大体、コミュニティ協議会も委員が交代していくので、あまり女性が出てくるというところではないのです。

(坂上委員)

やはり、次は男性が。

(若林委員)

そうですね。その辺から変えていかなければいけないのかなとは思いますが、すけれども。

(馬場委員)

今のご意見、そのとおりだろうと思うのですが、一つだけちょっと気になるのは、各区がどの程度自治を持っているかということ、各区がどのように考えているかということも重要だろうと。つまりどういうことかと申しますと、その40パーセントだという数値目標を掲げて、それは、市の下部機関だと見れば市の政策に従うといえるのですね。逆方向でいえば、区を自治の単位だと見なしたときに、その地域の人たちが40パーセントだということを考えているのかどうかということをもう一度確認しないと、そこはあまり強く言うことができるのかどうかということです。市から(各区に)落として、「これは市の下部機関なので40パーセントです」というのは簡単ですが、そうではないと考えると、地域の実情に合わせるのだとすれば、逆方向もあり得るだろうと。その辺りで、どの程度各区に自治を認めるかという問題と大きく絡んでいるよ

うに思うのです。多分、この女性、男性の比率だけではなくて、先ほど、江南区は、当然商業の人たちを入れているということでしたが、こういう地域性を認めているということを考えたときに、どの程度地域性を認めるかという話にも広がるだろうということに留意しておく必要があるのではないかというのが私の意見です。

(原委員長)

ありがとうございます。もちろん、40パーセントは原則でしょうから、なるべくそれに近づけるといのは、問題はないかなとは思いますが。もちろん区ごとに個性はありますが。

(長谷川委員)

委員としては、女性は少ないかもしれませんが、実際、働いている下部の人たちは女性が絶対数多いので、あまり何が何でも40パーセント、こういう委員を出すということでも、現実には働いているのは女性が、下の、各分科会といえますか、そういうところでは現実に働いていると思います。

(原委員長)

そうですか。ちょっと、それは、行動であって協働になっていないとか、参加になっていて参画までいかないとか、その辺の問題はありませんか。

(坂上委員)

それは確かに参画まではいっていませんけれども。

(原委員長)

できることならば、実際にそうやって行動される方々が計画にも参画し、そして協働という立場になられるほうが、おそらくここの主旨は重要だろうと思いますので、せつかくそういう方がいらっしゃるのに、という感じも、私個人的にはしますが。

大体、意見は出尽くしたかと思しますので、よろしゅうございますね。それでは、これにつきましてはそのようにさせていただいて、次のところへ進みたいと思います。

今日は、これまで3章から5章までやりまして、第1章を原則として、自治の基本理念とか情報の共有とか参画とか、自治の基本原則みたいなものを。それから第2章は、市民とか市長とかの役割とか、区民についての条文ですけども、今までの議論で、その辺は特に問題はなさそうだと。むしろ、現状の制度とか運用について改善すべきところが多く出てきたように思いますので、改

めまして、今日、基本理念や基本原則に照らしてみても、第3章、第5章についてご意見をいただきたいと思っております。

その前に、これも前回の会議の終了後出たものなのですが、人材育成基本方針というものがありますが、その資料要望がございましたので、これをまず事務局からご説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは説明をさせていただきます。委員長から、今、その前にというのが出たところで、また説明に先立ちましてというのもあれなのですが、前の第3回の会議で議論をいただきましたパブリックコメントの関係でございましたけれども、ここの中で、私どもの広聴相談課長とやり取りをする中で、日経グローバルの調査の件で一言だけ補足させてくれということがございましたので、なかなかこの機会ではめようかなということがありまして、ここで説明させていただきたいと思います。

実はその中で、市民の皆様から寄せられたパブリックコメントに回答、当然、個人宛のものはしておりませんというのが本当のことで、そういう形になっているわけですが、ただ、日経グローバルの聞き方、設問の中で、回答に対しての調査はどうかということについて、ホームページ等に公表しているといった部分について、それぞれの、市の回答が、ほぼそういったところは寄せられている意見に対して積極的に回答しているよという意味も含めますということでしたので、うちの回答からすると、「回答していない」というパーセンテージに入っているわけではなく、「寄せられた意見に対して積極的に回答しています」に入っておりますということで、そこだけ補足で説明をしておいてくれということがございましたので、ここで述べさせていただきます。

では、今ほどの委員長からのお話を受けまして、人材育成基本計画についてご説明をさせていただきます。

まず訂正をお願いしたいということで、資料7の6ページをお開きいただきたいと思います。重ね重ねで申し訳ございません。この中で、指標1、職員研修等の実施人数ということで、中に表がございます。平成23年度の行の数字が違っておったということで、所管から話がございましたので、この訂正をお願いいたします。平成23年度の研修所研修につきましては、4,088人ということで記載してございますが、正しくは4,827人ということでございます。それから、次の派遣研修につきましては、199人ではなく201人

ということでございます。したがって、合わせまして4, 287人ではなく5, 028人ということで訂正をお願いしたいと思います。

それでは、本日お配りしました資料9をご覧くださいと思います。この人材育成基本方針に関しまして、正規職員というか、臨時、非常勤に対するの研修の実施状況はということでのお尋ねだったかと思います。

まず、正規の職員、それから正規職員以外の人数ということになりますけれども、平成24年4月1日現在で、正規の職員が7, 420人でございます。それから、非常勤の職員が1, 113人、臨時の職員が2, 431人ということになってございます。

2の正規職員以外の職員の研修実施状況ということでございますが、これは私から口頭で説明させていただきますけれども、正規職員の補助的な業務に携わっております臨時職員ですとか、それから特定の業務に専任しております非常勤の職員については、基本的には各職場において従事する業務についての実務的な教育を指導というものを各職場においてやっている。オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)というようなことでやってございます。ただ、機会をとらえまして、集合研修のような形で、接遇、それからクレームに対する研修、それから交渉能力の研修等については、受講を希望する方がいらっしゃいましたら、正規の職員と同様に研修をさせていただいております。

そういう意味では、各職場において、先ほどの業務の実務を通じてということでお話ししましたけれども、公務員の倫理、それからコンプライアンス、接遇などについても、それは我々と同様に日々の業務をこなす中で、ことあるごとに研修を行うというものが主でございます。以上でございます。

(原委員長)

今の説明で、何かご質問のある方は。

(岩橋委員)

実は、この件については、私が質問させていただいたものでございます。正規職員の数に対して半分近くが臨時、非常勤ということになってきておまして、やはり自治基本条例で理念として謳われています、業務執行という部分から見たら、市民から見たら、臨時も、または嘱託等でも、職員は職員なのですが、したがって、私は、最近3件経験したのですが、具体的に言うとあれなのですが、例えば、こうこうなわけで窓口に行くと。福祉関係でご相談がありましたので、そうしたら、一通り聞くのです。そして、全く回答せず、じゃ

あよく知っている方を連れてきますという、また二度手間になるのです。このようなこと。やはり、後で聞いてみると、臨時とかの方なのですね。

それからもう一つ、これは後ほど質問したいと思っているのですが、再任用の方。再任用の基準がどうなっているかということも、後で質問したいと思うのですが、その再任用は、本当に、現場のいわゆるスキルの向上とか、スキルの伝承とかという部分が言われておりますけれども、やはりモチベーションの向上とか、そういったものにつながっているかどうかという部分も検証する必要があるかなと思っています。

したがって、臨時の方も、今のお話を聞きますと、希望者にそういうセミナーがあるとか、または職場の中でOJTですか、教えていくと。これも、しかも、契約が1年とか2年ですよ。

(事務局)

臨時職員の場合ですと、そこまで長期の職員はないですね。

(岩橋委員)

ですよ。短期の中でOJT、いわゆる職場の中で覚えていただく、覚えていただいた頃には辞めてもらうというような形になろうかと思えますし、やはり、その辺が、市民サービスということから考えて、やはり正職員を減らして行政コストを下げるのは分かるのですが、あまりにもこれを広げていった場合に、適切な住民サービスに支障が出るのではないかと思います。その辺を、教育については徹底していただく。これは大事かなと思いますので、提言をさせていただきたいと思えます。

(原委員長)

私から関連してご質問を申し上げたいのだけれども、正規職員の方々は、当然ですが教育されますよね。その教育を受ける時間は勤務時間内だろうと思うのですが、非常勤の方々等が希望すれば受けられる、この勤務時間は(勤務時間内・外)どちらに入りますか。

(事務局)

それは勤務時間に入ります。

(原委員長)

それも勤務時間に入りますか。それは一安心です。であれば、大いに希望してもらわなければならないということになりますよね。

あと、岩橋委員の質問については、何かありますか。

(事務局)

当然、市役所全体としてのスキルアップを図っていったら、要は住民サービスに対してのスキルを高めていくということは必要なことですし、ただその中で、本当にどこまで努力をしているかというお尋ねだと思っておりますけれども、なかなかそうは言っても、費用対効果の面とおっしゃいましたけれども、そういう意味で、例えば6ヶ月しかいない方に費用をどれだけおかけして、その人のスキルをアップして外に出してあげることが必要かどうかという部分も多分あると思うのです。正規職員に対しての研修というのは、当然、そのまま雇用が継続する中での研修という部分もあろうかと思っておりますので、そこをどう斟酌しながら、ただ、市役所としてのきちんとした説明や職員としてのスキルを、どこの値で維持していくかということを考えながらやっていく必要があるのだろうと私は思っております。以上です。

(新藤委員)

今の意見は、いろいろと取り方はあると思うのですが、実際に臨時職員で、勤務する期間が限られている人たちにそこまで教育して、し終わった途端に退職ということでは、逆に教育にかかる経費のほうが非常に大きくなっていくのではないかなという気がしますので、それは、業務の流れ上、案内をすだけとか、そういう形で臨時職員をどこに配置するかという、そちらのほうで考えていくべきではないかなと。

例えば、1年しかいない人に定期的に教育をして合宿したり何だかんだまで各管理でやるという。私は、元国の機関が民営化されました郵便局ですが、国機関として、公務員のときには公務員として全ての仕事のできたのですけれども、民営化されますと、貯金を扱うには貯金の資格、免許がないとできないのです。保険も保険業法の免許、郵便も郵便物によってはその資格がないとできないということが出てきていますので、そうすると、仕事の流れとして資格のある人間を常に配置しながら、その補助的に資格のない人を使っていくとか、そういう流れをしていかないと物理的にも難しい部分が出ると思いますので、その辺は、臨時の職員の皆さんの使い方を見直しといたしますか、そういったものでいくべきではないかと思っております。

(岩橋委員)

おっしゃるとおりだと思っております。具体的に、区役所等で聞きますと、お客様の、いわゆる市民との接するところについては、極力配置しないようにして

いますと言っているのです。そのとおりなのです。

しかしながら、例えば、担当者が出張だったり、外出だったり、または食事中だったりすると、やはりそこに配置されているのが現状なのです。ですから、そういうところについては、極力、そういうトレーニングを受けていない方については配置しないという方法を取るべきではないかと。しかも、半年とか1年で辞めていただく臨時の方については、おっしゃるとおり、なかなか教育も、または教育を受ける方も力が入りませんよね。そういったことであれば、やはり、正職員の削減ということをどこまでやるのか、まだまだ多くて、あと300人ほど減らさないといけないということを行政改革の中ではおっしゃっておりますけれども、やはりそういう部分から見て、あまりにも削減ということが、市民サービスのことを考えたときに、削減ありきではないのではないかと思いますので、その辺を提言させていただきます。

(事務局)

必要などころには職員を配置している状況だと思いますけれども。

(原委員長)

民間の銀行などですと、おそらくあの頃、私が入行したばかりの頃というのは、庶務行員の方がロビーにいたのです。あまりよく知らない人です。ところが、その後、ずっと流れを見てみますと、実は、それはロビーにいる人はベテランになって、そして第一線もベテランと。二線、三線は、直接お客さんに触れない部分になりますけれども、そこに銀行にかつて働いていたけれども今はパートで来ているというような、いろんな意味での臨時ですが、そういう人たちが、いわゆる本当に専門分野の仕事だけをやっているとなって、非常にお客様の評価は上がったと思っているのですが、市役所も同じことになるのではないかなと思います。

(事務局)

そうですね。例えば、今、中央区の区民生活課のように、昔であれば、本当に紙が立ててあって、好きなように申請書を書いて持って来いというような状況から、今は(常時)1人職員を。3人の方と、正規の職員、それから非常勤とが入れ替わりをしながら(窓口周辺の様子を)見ていると思いますけれども、ある程度そういったこと、お客様の気持ちを汲んで、ではこちらへという流れを作りながら仕事をさせていただいていると思いますので。

(原委員長)

ぜひ、その辺は、市民サービス、区民サービスというのですか、向上を図っていただければと思います。他にございませんか。

(若林委員)

実は、私どもの西蒲区で区長さんとの懇談会のときに、フロアマネージャーを置いたらどうかと提案しまして、最近置くようになったのですが、当然ベテランの方ですが、そうすると、あまり窓口でトラブルを起こすのを見ないと感じます。私は小さいながら民間の会社を持っていまして、臨時の方、パートさんは、第一線では働きません。社員のサポーターにきちんとつくと。たぶんこれが原則なのだろうと思います。ですから、窓口に来たお客さんと直接接するというのは、かなり教育が必要ですから、そういったことがないような体制をまず組んでいかなければいけません。それが大事なのだと思います。

(原委員長)

すでにやっている区もあるようですから、ぜひ右にならえでお願いしたいと。

(事務局)

基本的には、臨時職員には事務補助という形で入っていただいているとは理解しているのですが、先ほど、岩橋委員がおっしゃったように、(仕事)回らなくてどうしても(窓口)に出している部分があるのかもしれませんが。その辺は私も承知していません。中には、非常勤の職員については、基本的には、我々、公務で雇う非常勤というのは、どちらかというと特殊技能、スキルがあって、例えば、何とか相談員ですとか、そういう方々がいらっしやいますので、そういう方は、直接窓口で相談業務をしたりというようなことが主になっていると思っています。

(新藤委員)

基本的には、臨時職員というのは、雇用機会を増やすための採用ですよね。手を抜くための採用というのではないと思うのですが、その辺については。

(事務局)

突発的にそこの事務が非常に増えてしまうというようなことも、当然、事務の流れの中では考えられてきます。そういったところが、正規の職員をどうしても埋めなければということになりますと、当然、採用試験をしたりというようなことになってきますので、そうではなく、全体の仕事の中で正規職員のやる部分はここにして、もう少し、先ほどおっしゃったように、二線、三線でや

れる仕事については、事務補助の臨時職員でということが基本だろうと思っておりますけれども。

(岩橋委員)

今のご説明ですが、そればかりではないというふうに私は認識しているのですが、やはり、あれだけ行政改革という大きなタイトルで政令市になったときに、これだけ多かったと。現在、まだ300人も多いというようなことで、問題は、どこを減らしたらいいのだということだと思っております。これもある程度合併調整事業の一つだと思っておりますが、福祉関係の事業所に正職員が張りついているとか、あとは、公民館に張りついているとか、やはり、各区にさまざまな、そういうことで、いわゆる民営化して職員を減らしていくという部分もあるかと思えますね。ですから、職員数を減らすという大きなタイトルの中でいきますから、問題は、減らすところをどう減らすかですよね。その辺を明確にやっていかないと、例えば、いつでもアルバイトに来てもらったらやれるような仕事に、どんどん減らして行ってそこに入れていくというような形になってしまうと、やはり業務の低下になるとか、市民サービスの低下につながりますので、それありきではないように、やはり中身の分析を進めていただきたい。

(事務局)

ですから、そこは、業務の切り分けですよね。要は、正規の職員がきちんと対応しなければいけないのは、どこの部分なのかということですよ。先ほど、原委員長もおっしゃっていたようなことだと思っておりますけれど。

(馬場委員)

委員長、多分、今、個別に具体的な話になってしまって、大枠からちょっとずれてしまったので、この辺で元の話に戻していただいたほうがよろしいのではないかと思います。

(原委員長)

わかりました。それでは、この第1章と第2章、資料7について、他のところでは、皆さん方で、あとは何かございませんか。

(岩橋委員)

この資料で世論調査の部分なのですが、2ページの後からでしょうか。新潟市として良くなっているもの、市政評価というものが来ているわけです。残念ながらこれは新潟市全域でのもので、区がないのですね。おそらくあると思うのですが、資料としてあると思うのです。区がないと、以前と比べて良くなっ

た、または悪くなったというものが比較にならない。区によって違うと思うのです。これは資料としては少し不足かなと思いましたが、特によろしいです。

(事務局)

区としての全体のものについての説明は、それを1枚はぐっていただきますと（掲載されています）。

(岩橋委員)

ですから、各区（の内容）がない。ということは、旧新潟市内と合併市町村の区は、おのずと違うと思うのです。

(事務局)

非常にボリューム感がありますので、ちょっと省かせていただいて。すみません。

(岩橋委員)

そういうことで、これは資料としては不足かなと思います。

一つ、市民意見を取り入れる場としてアンケート、こういった調査は大事なことなのですが、例えば、3ページにまいますと、ごみの問題、それから区役所の窓口の問題、この辺のアンケートはいいのですが、例えば、下にいきますと、農林産業のこととか、市営住宅のこととか、この辺を同じレベルで、同じ表で世論調査をするのは、いわゆる埋もれたところについては陽のあたらない調査になってしまうということになりかねない。ということは、市営住宅に入っておられる方は市民の何パーセントなのかということですね。入っていない方は、そういうアンケートには答えないと思います。そういう部分がありますので、やはり大衆市民がサービスを受けていることの調査と、特定のサービスを受けている市民の調査と、これは変えないと、本当に的確な市政調査とは言えなくなるのではないかと思います。

もう一つ、ごみの問題とか、例えば文化施設の問題とか、上位にきています。これも、市民ニーズはいくらでもあるのです。要するに、市民ニーズで、「ないよりはあったほうがいいね」とか、「小さいより大きな施設がいいね」とか、「音響設備が整ったホールのほうがいいね」とか、これがニーズなのです。何となくいいねと。だけど、市民が対価を払ってでも、例えば100円払って住民票をいただくとかというような、対価を払ってどうしても必要なニーズと、ふた通りあると思うのです。だから、「あったらいいね」というニーズを調査で取っていくと大間違いになっちゃう。これは、ある大学の先生も指摘してい

る部分ですけれども、やはり、需要とニーズ、これを的確に分けて調査するような方法を将来的に取っていただきたい。

例えば、今度は、区民会館ができるよね。何坪だよね。例えば、何階建てだよね。ミーティングルームがいくつできて、図書室ができてという、それはニーズなのです。「あったらいいね」なのです。「あったらいいね」では、もうこれからの行政は回っていかないと思うのです。ですから、ニーズから需要をどうとらえていくか。これを、市政調査の中に今後は生かしていただきたいと思います。

(原委員長)

今、「あったらいいね」ではなくて需要というお話でしたが、具体的にどういう質問をしたらいいというご提案ですか。

(岩橋委員)

それには、情報公開なのです。例えば立派な、30億円、20億円かかる文化ホールを造りますねと。それに対して、建設の初期投資は30億円ですよと。これはランニングコストが、維持費、人件費で、年間3億円ずつかかっていくよとか、そういうものを最終的には住民が負担するわけですから、そういう情報公開をスタート段階からやっていったら、そんな大きなものはいらぬねと。そんなに大きかったら、このくらいの人件費がかかって、これだけのランニングコストがかかるのだったら、いずれ税金として降りかかってくるのだから、このくらいでいいのではないかと。

例えば、東区の区役所をつくる時にも、ホールの話になって、東区には、やはり集まる場所がない。800人入るようなホールをつくれというような意見もあったのです。だけど、800人も入るようなイベントを、東区のニーズとしてはあるかもしれないけれど、需要があるかです。ですから、あれが最終的には万代市民会館と同規模の280名、補助椅子入れたら300名に落ち着いたのですけれども、やはりニーズと需要というものを、今後は分けてとらえていかないと、何ぼでもお金が足りないということになるのです。

まして、行政改革検討委員会の中では、平成26年でいろいろな文化施設、いろいろな施設ができています。従来のもものもあります。これのランニングコストが年間300億円かかるという試算もしているのです。だから、市民がそんなふうを考えている。私たちの税金でまかなうことになったら、そんな大きなものはいらぬ、そんな立派なものはいらぬという市民も出てくると思う

のです。ですから、そういう情報開示がもとになると。

(若林委員)

実は、半年前くらいに、私どものところのいわゆる都市下水路の整備について、請負った民間の会社がおもしろい調査方法を実施していきまして、調査方法については全く素人なので、その方法がいいのか悪いのか分からないのですけれど、あなたの1か月分の給料を投資してもそれは必要だと思いますかと。あるいは、半年分の給料を投資してもそれが必要だと思いますか、1年分を投資してもそれが必要だと思いますかというような設問なのです。切実なものについては、当然、1年分出してもやってほしいのだということになるし、1円も出すのはいやだというような答えも、多分出てくるのだらうと思います。だから、逆にいうと、そういった方法がいいのかどうかは分からないのですけれども、ある程度、そういう調査をすることによって、意外と本音が見えてくるということはあるのではないかと思ったのです。

(原委員長)

確かにそうですね。あるいは、全て無料ではなく実費負担みたいな形にして、これだけにすると、例えば1,000円以下であがりますよとか、これ以上になると2,000円になりますよというようなことで選択してもらおうというような調査方法。これは確かに、特に8区という区の数がありますから、どこかの区がつかれば「うちも」となってくるわけで、場合によっては区の数も少し検討していかなければならないという話も、将来出てくるかもしれませんから。

(若林委員)

「あったらいいね」の調査から、本当に必要かどうかという調査に。

(原委員長)

ないよりあるほうがいいということになりますからね。きりがありませんからね。その辺はぜひひとつ、考えていただきたいかなと。ほかにご意見は。

(岩橋委員)

改善提案の制度で、これは、改善、職場単位なのですか。それとも、個人レベルでの改善提言が多いのですか。それとも、どちらもあるのですか。

(事務局)

どちらもあります。

(岩橋委員)

どちらもですね。これを見ますと、職場なり個人がこういうふうに改善した

らいいよねという提案をされていますね。それで、会議にかけて、それはいいと思うから実施してみようということになるわけですね。そして、実施してみたときに、例えば1年経ち2年経って、それが良かったというような検証もやっているのですね。

(事務局)

そうですね。逆に言うと、この提案の制度ともう一つ、実際こういう実践をやって、いい結果が上がったから、みんなどうですかというようなことも、2本立ててやっていたと思うのです。

(原委員長)

これはどんどん件数が増えていって、非常にいいですね。

(事務局)

そうですね。数が結構あがっていますね。なかなか、私どもみたいなどころの部署は、改善というのが難しかったりするのですけれども、ある程度、市民の皆さんと直接仕事をしている部署については、やはりこれだけ数が出てくるのは、本当に、では今まではどうだったのということになるのかもしれませんが、非常にいろいろとさせていただいていると思います。

(岩橋委員)

それで、4ページ、運用上の問題点・課題のところ、提案の数は相当増えているのですけれども、実施されるものが少ないという意味の文言がございました。私はこれでいいと思うのです。やはり、それだけ日頃職員の方々が、自分の職場の中で問題意識を持ってくださっているということですので、採用しなくてもいいと思うのです。採用されなくても、そういう問題意識を持つことが活性化になることであって、いわゆる採用されなかったからといってレベルが低いとかということではなくて、非常に前向きな姿になっていると思いますので、これはぜひ、そのように受け止めないほうがいいと思います。

これは、報奨制度か何かのインセンティブがあるのですか。大成功した場合、例えば、経費がこれだけ削減できたね、市民からはこんなふうに喜ばれたねというようなことで、インセンティブはございますか。

(事務局)

インセンティブといえるかどうかはあれですけれども、ここの中で非常にいいというものについては、全国の改善大会で発表してこいというような形で。

(岩橋委員)

名誉ですね。

(事務局)

また、ある程度優秀な改善については、これを決めるために一同に介しまして、市長の前で提案合戦をしてと。最近どうもその辺が、ちょっと派手になり過ぎたみたいなどころもあるみたいですけども、そういう意味では、非常に、職員のアイデアで改善をして、そういうことで業務につながっていくと、こういう形でみんなの前で発表できていく。みんなからもそれはいいねと言ってもらえるということで、モチベーションを上げていくということにはなっているのだらうと思いますけれど。

(岩橋委員)

人事考課には連結していないのですか。することもありますか。

(事務局)

そこまではちょっと、私も人事の担当ではないのであれなのですけれど。

(岩橋委員)

民間ですと、これは人事考課に反映するのですね。それから、インセンティブもかなりございます。この手法というのはわりとデジタルな手法でして、だけれど大事なことなのです。ですから、やはりそういったインセンティブ、将来的には目標管理制度というような、民間が採用している制度に人事考課を反映していくというような仕組みにしていけば、もっと職員の資質の向上、モチベーションの向上につながるのだと思いますので。

(事務局)

ありがとうございます。そういう意味では私どもも、上司が今、目標管理の中で業務の成功、不成功だけではなくて、業務の改善に意欲的に取り組んでいるかというような視点も加えながら人事評価をしておりますので、そういったところでは評価の中につながっていているのではないかなと思っております。それが直接的にどうかというところが、本当に見えるのかというところは、ちょっと、私もあれですけども。後ろに並んでいる職員がそういうことを日々努力してやってくれたら、そういったところに大きく丸をつけるような形には当然なろうかなとは思っております。

(原委員長)

経費削減というのは、これからも相当、実際のところで要求されることです

から、すぐにはできないでしょうけれども、こういう提案によって、予定されていたコストがこれだけあったのに、それが例えば3分の1になったという状況になったときに、浮いた3分の2の内の半分を職員にあげますよというようなものは、民間的ではありますよね。

(事務局)

なかなか、職員にあげますよというのは。それは例えば、そういうことで浮かせたコスト分については、その職場の中で何か新しいものを考える、今までこれだけの予算でこれだけの仕事しかできなかったけれども、その浮いた分については、もっとというような使い方はできるかと思えますけれども。

(原委員長)

何かそんな形で、やはり査定できるといいと思いますね。民間はそういうことをやりますね。

(馬場委員)

2点、多分、これはデータに出てこないような話なので、1点目は、逆方向があるかどうかという話です。今までは、提案して良くなったという話で、上司がそれを採用してくれたということでした。でも、そのときに上司が、自分のやり方と違ったときに、マイナスのインセンティブをかけているかどうかというのは絶対に表には表れてこないのですね。これをどう見るか。民間の場合には、儲かるか儲からないか、コストの削減ができるかできないかということで評価することができるわけです。

部下だとしても、下剋上をやるかどうかは別にして、もっと上にいくことは可能です。

基本構造として、行政の場合には、価値が1本ではないというところがややこしいところで、どの価値を実現すべきかということは、どう見るかということで上司と部下がぶつかった場合に、どういう迂回路を考えているのか。それもマイナスにならないように、部下が言ったことが逆にマイナスになってしまって、彼なり彼女なりが、この後左遷されてしまうようなメカニズムになっていない、そういうことを設定していくことが、実は重要なのではないかなと少し思わないでもないのですが、どこまでそこを制度設計するかは別にして、少し考えていく必要があるかなというのが、私の提案です。

(原委員長)

人事考課の問題ですね。民間だとクロス評価というものがあって、隣の課の

課長さんが評価するというのも入るのですよね。あれも確かにおもしろいですが、そう簡単には。ただ、そういう提言もあったということは伝えていただければいいのではないかと思います。

それから、さっき説明していただいたもので、パブリックコメントなのですが、ちょっと、よくつかみきれなかったのですが。

(事務局)

申し訳ございません。実は、前回のパブリックコメントの説明の中で、日経グローバルの件で、新潟市はきちんと（提出者への）答えを出していないというところに入っていますよねという、たしか岩橋委員からのお話があったので、それに対して、広聴相談課長のほうで「はい」とお答えをさせていただきました。ところが帰ってよくよく見ますと、そこではなく、ホームページ等で回答を出していますよといったところも含めて、向こうの取りかたとすると、それは返しているという部分に入れていますということで、他の市等についてもそういうところで、そういう枠組みの中に入っていましたと。どうもそうでしたということ、そこだけ訂正させていただければという話です。

(原委員長)

なるほど。そうすると、岩橋委員から出たのは、①、②、③、④というのがあって、①が全意見に回答する、②は原則回答する、③は意見によっては回答する、④の全く回答しない。先回は、④の全く回答しないに該当しますよねと言われていた。なおかつ、「はい」というお答えがあったわけけれども、実際には①と②、③のどの辺に入っているのでしょうか。

(事務局)

個人、個人に対してきちんと回答しているかということのお尋ねについては、申し訳ございません、「しておりません」ということにはなるのですけれども、その日経グローバルのもの（調査）については、回答の61.9パーセントを占めている、「寄せられる意見全てに対して積極的に回答している」、積極的に、と本当に言えるのかどうかという部分があるかもしれませんけれども、そういう範疇の中に回答していて、それを受け取ってもらっているということでの回答でございました。

(原委員長)

②の原則回答するくらいのところでしょうか。

(事務局)

基本的には全部、出たものについて、こうでしたという結果は出しておりますので、原則的には回答しているということに入るといふ範疇だと思います。

(原委員長)

私自身は、これが回答していないということになると、提案がどんどん減って行って、3分の1になってしまっていて、これは、やはり回答がないせいかなと思っていましたものですから、そうですか。

(事務局)

原則というよりも、基本的には出た意見、最終的にこうだったというのは、全部回答しているということです。全員に対して個別にということではないということですけれども。

(原委員長)

ホームページでね。それを、もう少し提案者にもフィードバックできるようにすることが本当はやはり望ましいなど、この時点で、私は個人的には判断していますけれど。そうしないと、それこそインセンティブがないから、言っても仕方ないよねというふうに誤解される向きも、なきにしもあらずということですね。

(岩橋委員)

だいたい会議に出ましても、それはホームページに公開しますということがありますが、今、ホームページを開いて見られる市民が、例えば戸数でいったら、せがれが見ていてもおじいさん、おばあさんは見られないとか、またはそのおじいさん、おばあさんのほうがそういうものに関心を持っているとか、せがれに出してくれと出してもらえば見られるのでしょうかけれども、どのくらいの割合で、ホームページを見られると思いますか。

(事務局)

そういう意味では、私も家に帰ってネットサーフィンしているかと言われてれば、まずしませんので、環境はあったとしてもということだと思いますけれど。

(岩橋委員)

ですから、例えば、パブリックコメントが、少ないのはゼロというものもあります。7、8件しかありません。例えば生活に必要なゴミ問題とかそういうものになりますと、100前後のパブリックコメントがありますけれども、10件とか50件くらいであれば、やはり、パブリックコメントの中にホーム

ページ等も住所の中に書いておいて、そこから回答を発信していただくということでもかなり前進すると思いますけれど。

(事務局)

そうですね。前回の会議の中でも栗山委員からもお話があったと思うのですが、民間の調査ではないけれども、一旦来たものをありがとうございましたと受け取って、どこで答えますよというくらいはやったらどうかというお話があったと受け止めているのですが、それでも。

(岩橋委員)

データがまとまりましたので、データをお返ししますというような。どうしてもインターネットをお持ちでない方は、2割いるのか、3割いるのか、そういう方には郵送しても構いませんけれども、全て郵送では大変ですよ。事務量が増えますから。例えば、いろんな会議に出ましても、8割方の方は、もうインターネットでやり取りできますので、そういうものも改善の一つかなと思いますね。

(原委員長)

そうですね。いずれはその方あたりに送ってもらえると、非常に助かるというふうに思います。

委員長というのは、なかなか自分の申し上げる機会がありそうで実はなくて、少し不満があるのです。ちょっとまとめて、私の意見も少しご披露させていただきたいと思うのですが、パブコメについては、今の状況でございます。それから、行政の事業の中には、担当部署が計画し、実施し、評価までしているというものも少しあったように思いますが、これは、やはりまずかろうと。隣の課の課長さんがやってもいいのだから、第三者の評価というものがあるような仕組みにすべきだろうと思いました。これは、もちろん本庁管轄分野と共に、区役所の管轄分野も同じようなことと思っています。

それから、附属機関の継続的事業の審議について、説明の時間が多くてなかなか審議時間が少ないという意見もありました。これもやはりそれぞれのケースでしょうけれど、十分に審議できるように工夫してもらいたいなと思います。

それから、附属機関の公募の締め切りですが、これは、委嘱日から1ヶ月を、告知から1ヶ月に変更してほしいというのは、もっともなことだろうと思っております。例えば、できるだけ市報にいがた等に、こういう委員をやがて公募しますよというような形で予告をしていただくと、やってみようかなと思って

いる人にとっては、レポートの準備をしたり、勉強をしたりといったことができますので、できるだけ公募に市民が応えやすくなるようなやり方をしてもらいたい。

それにもかかわらず、まだ公募委員の立候補がないようなケースがあるようですので、これは場合によっては、公募へは2機関を兼ねることができるというような措置も必要かもしれない。この辺も検討してもらいたいなと思っております。

それから、市民協働の手引き、読ませていただきました。自治基本条例の制定が2008年、そして市民協働の手引きが2006年となっていて、確かにまだ参加というような言葉のままなのですね。これはやはり大事なところだろうと思いますので、見直して再作成をしていただく必要があるのではないかと思います。

それから、産業政策などが本庁で行われて、おそらく生活対策みたいなものは区のほうでやるだろうと思いますが、区長との対話が必ずしも義務化されていない。最低やはり1年に1回はやっていただく必要があるということを上げるほうが、情報の共有というようなことも含めて必要だと思います。

それから、区民参加の機会増加ですが、なかなか審議会みたいなものは区にはないかもしれませんが、例えば、区によるワークショップみたいなものを取り入れて、できるだけ区民の参加の機会をつくってほしいということ。

それから、特に区の自治協議会メンバーということもないのでしょうけれども、いろんな形で、先ほどの育成という言葉ではないですけども、やはり、特に新人については、勉強会に参加してもらおうというようなことをぜひやられたらどうかなと思います。そうしないとやはり、問題が起こらないとは限らないと思います。

最後ですけども、市のビジョン策定。これはどうでもいいということになったようにですけども、やはり必要だろうなど。情報の共有も、目標というものが必要だろうなど。私は、前から思っているのですけれども、最終的な審議の評価というのが、選挙でできるようにするべきだと思いますので、例えば、当選してから1年かけてやるような、1年かかりのようなビジョンであれば、最初の1年と残りの2年というようなものでいいと思いますけれども、途中で一旦チェックが入る。そして、最終的には選挙で評価がされるというふうに、工夫をされる必要があるだろうと思っています。

以上が私の意見ということで、その辺も少し入れていただきながら、できたら次回までに、皆様方から出していただいた意見を、事務局で少し整理して取りまとめていただいて、いうなれば、たたき台を作ってもらおうと思います。

そして、次回の第6回になりますが、そのところで皆様方からチェックしていただいて、最終案にしていきたいなと思っておりますが、そんなやり方で、皆様方、よろしいでしょうか。よろしいということであれば、そのような形で、事務局で進めていただければと思います。

(岩橋委員)

今のまとめ、途中経過のまとめをしていただいた中で、補足提言をさせていただいてよろしいでしょうか。

今ほど、委員長からも話がありましたけれども、さまざまな従来からあった条例には、やはり非常に気になるところがあるのです。自治基本条例では、参画と協働が一つの柱になっていますけれども、いまだに参加という文言が残っているのです。これは、自治基本条例ができる前の条例がほとんどですから。ちらっと見てみましたら、情報公開条例の中にも、前文の中に、参加となっています。やはり、これは参画のほうがふさわしいのかなと、ちょっと気づいた点がありますので、それは一例としてどうか検証願いたい。委員長が今提案した部分について、補足提言をさせていただきます。これは、他の条例もそういう部分があるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、情報公開という部分からですが、(新潟市附属機関等に関する)指針では、附属機関の会議については2週間前に告知と。緊急のものについては、その限りにあらずと書いてあるのです。しかしながら、私、これ(市報にいがた)を1年くらいずっとスクラップしているのですけれども、市報にいがたに、大体日曜日に出版。何々検討会。それが、大体、ひどいのは3日後、4日後の告知がほとんどなのです。指針では2週間と定められています。おそらく、各部署がそういうことをあまり意識なさらないで、仕事の忙しさにかまけてそうなっているのが実情かと思っておりますが、ただ、当検討委員会は12日です。考慮されているかと思っておりますけれども。それで、指針が2週間前というのが難しかったら、1週間前にするとか、10日前にするとか、指針を変えたらいいわけです。15日前にこの告知をもらっても、忘れてしまうケースもあります。ただ、日曜日に告知されて火曜日だよ、水曜日だよというのも困るので、日程が。傍聴しようと思っても日程が組めない。これも、指針の見直し

必要なのか、やはり使い勝手のいい指針にするのか、ご検討いただきたい。ほとんど、3日、4日、6日くらいが多いですね。指針がまったく置き去りにになっているのも現状です。その点もつけ加えておきたいことですが、よろしく願いいたします。

(馬場委員)

今のご意見についてなのですから、どこで検討していただくのか分からないのですが、参加と参画と協働という話だと思っておりますが、(先進例は、)実は、昭和40年代に、武蔵野市では後藤市長でしたし、三鷹市は安田市長が行ったものでした。このときに、日本で始めて参加を行ったのは、僕の指導教授である佐藤竺と、松下圭一と西尾勝の3人が武蔵野市を支えたわけですね。そのときに、参加というものが、本人に、佐藤先生に聞いてみたら、参加とはどういうことを考えていたのですかと言ったら、(政策過程全体への参加という意味で)今でいうところの協働に当たるとのことでした。ですから、言葉を変える必要があるのかといわれると、私は変える必要はないのかなと、参加のままでもいいかなと思っております。ただ、今は、言葉がひとり歩きして、参加という言葉がある一定の限定された意味に使われていて、それよりも広い意味で参画があって、それよりも広い意味で協働があるとすれば、そこを問い直さなければいけない。ただ、本質的に参加という言葉自体がマイナスのイメージを持っていたかということ、そういうことではなかったのだということだけは押さえておいていただいて、それを前提にして、この後どのようにしていくかということを考えていただければというふうに思うので、その辺りを皆さんでご議論いただければと思います。

(原委員長)

特に、その辺の言葉の使い方、いふなれば、このままでいいのではないかと。参加になっているのもそのままでいいじゃないかというご意見もあるだろうし、いや、ぜひ参画に直そうという意見もあるだろうと思います。中には参画という意味を協働の中にも含めるのだと。ただ、これは、ちょっと私はきついなという感じはします、今のことは。プラン・ドゥのドゥについての協働というイメージが非常に定着してしまっておりますから、プランとドゥは一応分けたほうがいいだろうと思うのですが。馬場委員からそういう提言が出ましたので、皆さんの意見があればお聞きしたのですが、いかがでしょうか。

(馬場委員)

政策過程でいうと、参加も協働も参画も、基本的に今の政策過程の、少しややこしい話をすれば、プラン・ドゥー・シーの全部にわたっています。ただし、協働といったときの今のイメージは、どう見てもドゥのところだけをイメージしてしまっているというところがあって、それも、実は本当は、協働は、本来的な概念定義でいえば、政策の立案部分だってあり得るわけです。そういう意味でここでは使いますよというふうに定義していけばいいのではないかなど。

とにかく、どこの部分に当たっているのか、政策の立案に当たっているのか、それとも執行する部分なのか、評価の部分なのか、そのことと住民と行政とがどういう関わりを持っていくかという2つのフェーズをうまく組み合わせ、その説明をできるようにしていくときのほうが重要だと思います。

(原委員長)

全部含めてしまうという手は、非常に確かに魅力的ではあるのですがけれども。

(岩橋委員)

協働というのは、いわゆる情報がなければ協働はできないのですね。ですから、それも含めてあると思うのです。ですから、参画の中に、やはり包含されているところが私はあると思うのです。情報のないところに協働は絶対に生まれませんので。ただ、新潟市の場合は、自治基本条例の中に参画と協働というのは、いわゆる文言として定義づけはしているのです。ですから、私は、この定義でいいのではないかなと思いますけれど。

(樋口委員)

難しいいきさつはよく分からないのですがけれども、私レベルで、コミ協とか、それから市民活動とかですと、やはり参加というのは、非常に、させられた感がすごくあるのです。コミュニティとか自治会とかでも何でも、させられた感があるのです。決まって、何時に何人集まってくれと。そして、これをしてねと。豚汁作ってね、おにぎり作ってねという、そういう感じがするのですけれども、参画というと、計画段階からその場において、この日はどうだろう、何を作ったらいいかなというところから参加できるような感じはしますので、本当に皮膚感覚でいったら参画にしたほうがいいかなと思います。

(原委員長)

協働という言葉で全部含めるという方法もあり得るのですが、その辺は、樋口委員はどのように考えますか。

(樋口委員)

協働というのは、何となく、さっきも言いましたけれども、計画段階からは入れないような、うまく使われそうな感じがするのです。ひどい皮膚感覚で申し訳ないのですけれども。

(原委員長)

参加でなく協働という言葉についても、そういう感じがあるわけですね。

(樋口委員)

そうですね。だから、やはり参画があって、協働という形で。

(原委員長)

ご意見ありがとうございます。

確かに、馬場委員のご指摘もあるのですけれども、自治基本条例の中で言葉の定義をやってしまっていますので、ここはこれでいったほうがいいと私は思います。

むしろ、私が足りないのがあるかもしれないと思っているのは、プラン・ドゥー・チェックのチェックの部分で、これでいいのかなという感じがありますが、では、どうすればいいかということと、ここでそこまで自治基本条例を変えるということになると、これはまた大変なことなので、一応、今回はこのままでいて、そこまで、逃げるといのは変ですけれども、いってもらって後世の人たちにチェックしてもらおうかなという感じがします。

(岩橋委員)

馬場委員のご意見を、ちょっとお知恵をお借りしたいと思うのですが、この自治基本条例は、例えば住民投票、18条なのです。これは、簡単に申し上げますと、市長が住民投票について発議ができるという文言が入っているのです。地方自治法では、住民投票は市民が発議できるとか、議会もできるとかというふうに担保はされていると思うのですが、やはり市民に分かりやすい条例としてみたときに、市長だけがここにうたっているのと、これが、議会も市民も発議できるよと。このようにすれば、より市民に近い条例になるのではないかと思うのですけれども。ただ、そうなったときにちょっと調べてみましたら、川崎市、静岡市、三鷹市、これでは、市民も議会も市長も発議ができると文言に書いてあるのです。この辺はどういうものでしょうか。ご意見をうけたまわりたいのですが。

(馬場委員)

そのご質問について、実はこの前、十日町で自治基本条例、あそこはまちづくり基本条例となるものでしたが、作るというので講演をしてくれということで行ってきました。一つはまちづくり基本条例全体の話、もう一つは住民投票条例、住民投票についてということだったのです。

これは少しややこしくて、制度設計上は、たぶん市長しか「住民投票を実施しますよ」と言うことはできないはずです。市長しか、というのは少し正しくないのですけれども、どういう意味かというと、住民が例えば住民投票をやりたいと言って、ある要件を出したとしますよね。その場合に、最後のところでだれが住民投票をやりますかと言うかということ、それは市長が言うということになります。そういう意味で、市長が言うという意味はあるのです、制度設計上。ここがどういう意味づけになっているかは少し微妙なところがあるのですけれども、ただその一方で、ある要件が通ったら、市長はやらなければいけないということにしておけば、市長がやると言っても、住民がやるという意味です、それは。

そこで元の話に戻して、市長がみずから「住民投票をしたい」ということと、議会がみずから「住民投票したい」ということと、住民がみずから「住民投票したい」ということの3つがあるとすると、まず市長については、市長はほかの権限もたくさん持っているわけです。それにもかかわらず、そのうえに、住民投票を自分でやるといったときには何かということ、自分の信任を求める可能性が非常に高い。したがって、私は個人的にそれについては反対です。これはかつてヒトラーがやった、オーストリアの併合のときにも同じでしたし、いろいろなことがあるので、私はこういうのはあまり好きではありません。直接民主主義が暴走することだと思っています。

議会は条例制定権を持っているので、それ以上に権限を持たせることの意味はあるのかということが、ここにも私は疑問があります。これは私の意見です。

住民がやるならば、それは一つの考え方ですねということがあるので、ここへの書きぶりですけれども、住民が提案するということにするならいいとは思いますが、それ以外のところに、幾つかの問題はあるでしょうということも考えておかなければいけない。

前提として住民投票はお金のかかる制度です。ですからそれを住民がやるといったときに、本当にそれでいいのかということを考えなければいけないと思

います。(新潟市の場合、) 市長選挙は大体どのくらいかかりますか。たぶん、億単位でお金がかかると思うのです。

(事務局)

千万の単位ではないと思います。

(馬場委員)

何千万単位ではないのです。十日町ですら4千万円か、かかったと言っていましたから、そういう単位でお金のかかる、何千万単位でお金がかかるものなのです。それを、住民投票をやるというと、たぶんそれはすごくお金のかかることなのです。

それをやって、お金がかかるのは民主主義のコストだと言ってもいいのですが、それでかつ、ある一定のことを決めなければいけないといったときの制度設計をどう見るかというのは、考えておかなければいけなくて、ここはもっと議論を個別にやらなければいけないところだろうと私は思います。

やるというふうにごく(自治基本条例)は規定してしまっているの、やることになるのでしょうけれども、ではそのときにどういうパターンで、例えば、少しだけお話しさせていただくと、有権者をどのくらいに設定するかということで、例えば20歳以上ということであれば名簿を作るのは簡単です。簡単であっても、実は少しややこしい問題があるのですが、これを18歳に下げた段階で、いきなりややこしい問題が起きます。どうやって捕捉するかという問題が出てくるので。さらにそれが、この住民の中に規定されているような、在学、在勤者まで含めるという話になったら、もうこれはどうやって捕捉するのだという話になって、捕捉の仕方を考えなければいけない。そこから始めなければいけないというところで(、それ以外にも)全部考えなければいけないので、住民投票というのは、実は制度設計をするときに非常に複雑なものを考えておいて、はじめて出てくる制度だろうと私は思っていて、その前にむしろ、議会とかコミュニティ協議会とかいろいろなものを、もっと使っていくほうが合理的なのではないかと、個人的には思っていますけれど、もし作るという話になれば、そういうことを全部細かく決定していくということが必要。常設型でも非常設型でも同じです。

(岩橋委員)

市民の立場とすると、例えばこの条例を見たときに、市民はそうだと思うのです。市長ができるが、私たちはできないのかねというふうな、もっと市民に

分かりやすい条文にするためには、そのほうがいいのかなど思ったので、先生のご意見をお伺いしたわけです。

(馬場委員)

もしそういうふう書きぶりを変えたほうがよければ、その意味づけを変えるかどうかということ議論したほうがよろしいですね。住民がやると言ったら、市長はそれを、ある条件が整ったらやることにしなければいけないという書きぶりにするかどうかですね。ここだと、今のところ議会が提案するということは想定していないということになると思いますので。

ただし、当然、ここは「条例で定めるところにより」というところを見ると、元阿久根市長のような無茶なことをしない限りは、当然、議会を通して条例制定をするということが前提になると思います。

(新藤委員)

実際、新潟市でやったことありましたか。

(事務局)

今まではないです。

(新藤委員)

区名でもめた小須戸と新津の場合は何かやりませんでしたか。

(事務局)

合併の際に、新津の方々が、一度合併の賛否を問うということで、あれは正式な住民投票の手続きを踏んでいないで、住民調査、お聞きをしたということは、アンケート的なことはやりましたけれど、きちっと住民投票という地方自治法で定められた手続きに乗ってやったことはないはずで、巻の原発の賛否のときだけだと思います。

(馬場委員)

巻の原発のときも、条例制定をしてやったのですが、結局、住民投票は法律の定めのあるもの以外は、みなアンケート調査なのです。極端な言い方をしますけれど、アンケート調査で、尊重しなければいけないとなっておりますけれども、尊重しなくてもOKなのです、当然。そこでもし結果を尊重しなかったからといって、市長なり議会が罰せられることもなければ何もないのです。

(法律に定めのある、) 例えば条例の改廃請求とかそういうもの、直接請求にしてやらなければいけないものは書いてあるのですけれど、そういうものはないわけです。ですから、「アンケートです、それをどう見ますか」ということ

になるだろうと。

ですからその制度設計も考えなければいけないので、政治的な拘束力はあるので、例えば投票率が何パーセントだったら開けるか開けないかということも、全部制度設計しなければいけないということになるでしょうし、そのときに、例えば投票率が20パーセントで、そのうちの100パーセントがあることについて賛成だと、でもこれは全体の20パーセントなわけです、どう見てもこれは。いくら票が入ったとしても。これを尊重するのですかと言われたら、市長はどう見ますかということも、実は考えなければいけない制度なのです。普通の投票のとき、今回ある県知事選挙の投票とは意味が違うので、そのあたりも考えておいて、制度設計をしないとうまくいかないということになるわけです。

(岩橋委員)

かなりいろいろな問題がありますね。

(原委員長)

これは触れないでにおいて、そのかわりまた5年以内に、5年程度たったら見直しをするというほうが。

(岩橋委員)

もう一つ、先生のご意見をお聞きしたい。あと一つだけお願いします。

いちばん最後の附則のところですが、見直し規定が入っております。この文言を見ますと、5年以内に見直しをするという文言なのです。例えば、今回5年たちまして見直しします、だけどこの先の見直しの規定は入れない、今回で終わりなのか。

(馬場委員)

これは大丈夫です。

(岩橋委員)

エンドレスで。

(馬場委員)

エンドレスでいきます。

(岩橋委員)

5年たつごとに変えていく。

(馬場委員)

両方読み方があるのですけれど、どちらで読むかというのはいろいろあるの

ですが。

(岩橋委員)

三鷹あたりは5年ごとと明確に入っているのです。また、他の条例を見ますと、「必要に応じて」とか。これは、この（自治基本条例の）文言からいったら、今回見直しをやったらもう永遠にしないということ。

(馬場委員)

必要に応じて5年以内にと書いておいたほうが、確かに親切ではありますね。

(岩橋委員)

これはだから、やらなくてもいいのですね。

(馬場委員)

やらなくてもいいということになるか、これは議論が微妙に割れるところなので、これはたぶんいわゆる逐条解説みたいな話で、あと、制定趣旨のところで見ると、5年ごとの意味なのです。5年以内にと書いてある、そういう意味ですよと書いてあるので、意味的にいえば合っている。ただしこの書きぶりをみたときに、微妙ですねと言われると、やらなくてもいいのでしょうと、抗弁されるといやだなという感じはしないでもない。

(岩橋委員)

例えば5年またたって、市民が、これはおかしいから見直してくださいと、例えば市民が言っていたときに、その規定はありませんと言われたら引かざるを得ないでしょう。

(馬場委員)

それはそのときに、今申したとおりで、逐条とか制定趣旨があるので、制定趣旨で5年でしょうと言って、そのときにああいうふうに言っていたじゃないですかということは言えるのです。

(岩橋委員)

これ、条文解説ございますか。

(事務局)

作っていません。

(岩橋委員)

作ってないですね。

(事務局)

ただ、今先生がおっしゃったように、制定にいろいろプロセスがあって、い

ろいろな知見をいただいたものがありますので、そういった趣旨を読み合わせて解釈をしていくということになろうかと思います。

(岩橋委員)

次回までに、どういう解釈があるか調べていただけますか。それによってちょっと、意見を申し上げたい。例えば、三鷹市などの場合は5年ごとと入っているのです。そのほかも、5年ごとにも入っていますし、5年おきにとか、それから必要に応じてという文言が入っているのです。新潟市の場合は、この5年終わったらもうなくなるというふうに私判断したものですからそういう質問をさせてもらいました。

(事務局)

馬場委員の言われたように、どちらとも解釈ができると思うのですけれど。ただ、今、事務方として正直なところを申し上げますと、今、協働とか参画とか参加の言葉遣いにも、お一人おひとりのかたがだいぶ違う認識を持っておられると思いますし、あと、大都市制度といわれているところが、今大きく動こうとしている中で、自治のやり方という部分では、有期で何年ごとというよりも、必要に応じてちゃんと見直していくという姿勢を、我々自身が持たなければいけないということですので、何年ごとで、定期でいいのかということ、根本的に考えなければいけないと思っていますが、条文としてどうすればいいかというのは別問題だと思っていますので、それは条文をどう書き込んでということで、その趣旨をどう具現化するかという話だと思っていますので、その辺は必要に応じて見直すということは、きちんと我々、意思としては持っていますが、条文の取り扱いについては、次回までにお調べをしておきます。

(原委員長)

これは解説するというと面倒ですよ。できるだけ逐条解釈ぐらいのところ、うまくまとめておくと楽だと思います。

(岩橋委員)

要するに市民に分かりやすい条例というのが一つの、条例のコンセプトになっていると思います。そういう部分でやはり分かりやすいようにしていただきたい、一般市民が分かりやすいと。

もう一つ、申し訳ないのですが、分かりやすいということによって、上越市の自治基本条例は、非常に解説がうまく入っています。こういう趣旨でこういう条例が入っている。それが、文字が大きいのです。市民が見て非常に分かり

やすい、市民にやさしい条例なのです。新潟市の場合は、保険会社の定款みたいなのです。したがって、これのストックがまだあるかどうか分かりませんが、5年経過しましたら、市民に分かりやすいものに、ぜひ、ストックの切り替え時期になりましたらお願いしたいと思います。事務局に（上越市の自治基本条例のパンフレットを）一部お渡ししてありますので、後ほど目を通していただければと思います。この条文はこういう背景でこういうことがあるといった解説つきなのです。

同時に、区自治協議会等とか審議会等ありますが、新潟市の市政運営の基本となるものがこれ（自治基本条例）なのです。さまざまな検討会があります。そのときには、検討会に必要な条例と指針をワンセットにしてお配りしています。例えば、新潟市情報公開条例検討会というのは、情報公開の条例は資料として添付されています。新潟市の市政運営の基本となる条例ですから、すべての検討会、例えば区自治協議会の委員会もそうですが、これ（自治基本条例のパンフレット）を必ず配付していただきたい。私は区自治協議会の4年間に、必ずこれ（自治基本条例のパンフレット）を持っていました。そして区自治協議会条例も持っていましたが、そこに指針をセットしていつも持っていました。そうしないと議論ができないのです。深まった議論ができないのです。したがって新潟市の附属機関の委員というのは、おそらく1,000名、区自治協議会だけでも二百四、五十名いるわけですから、1,000名以上いると思います。ですから区自治協議会のさまざまな会議には、必ずこれ（自治基本条例のパンフレット）を差し上げていただきたい。そして理解をしていただきたいと思いますので、私が経験したことも含めてお願いと提言をしておきます。

（原委員長）

ありがとうございました。それでは先ほど私も申し上げましたように、皆様がたからの意見をとりまとめて、事務局から素案として次回出していただきますので、次回はそれで検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

他にありますか。なければ本日の議事については終了したいと思います。